

101.01

電子情報処理組織による特定処分等

1. 特定処分等

経済産業大臣、特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、特許等関係法令の規定による処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為であって特例法施行規則に規定するもの（以下「特定処分等」という。）については、同規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法4条1項）。

電子情報処理組織を使用して行われた特定処分等については、原則として処分等を文書をもって行うものとして規定している特許等関係法令を適用する場合に、当該特定処分等を文書をもって行われたものとみなされる（特例法4条2項）。

2. 特定処分等の指定

特定処分等として指定されるものは、次に掲げるものをいう（特例法規23条）。

- (1) 特例法施行規則第23条第1号イからソまでに規定する手続に関し、手続をする者又は代理人がその手続をするのに適当でないため、代理人の選任又は改任の命令をした後に、当該手続者又は代理人により手続がされた場合に行う当該手続の却下処分（特例法規23条1号）
- (2) 特例法施行規則第23条第1号イからソまでに規定する手続に関し、補正指令に対して、指定した期間内に補正がされなかった場合に行う手続の却下処分（特例法規23条2号）
- (3) 特例法施行規則第34条の2第10号、第11号、第18号、第19号、第23号、第24号及び第31号から第33号までに掲げる特許料等の納付の申出（予納による見込額からの納付の申出、及び口座振替による納付の申出及び指定立替納付者による納付の申出（特例法15条1項、15条の2第1項、15条の3第1項及び16条）を除く。）及び特例法施行規則第23条第1号イからソまでに規定する手続に関し、補正をすることができない不適法なものである場合に行う手続の却下処分（特例法規23条3号）
- (4) 特許庁長官が行う手続の受継の決定若しくは手続の中止の決定又はその決定の取消し（特例法施行規則別表第1の1から4まで及び6の項の第2欄に掲げる手続に係るものを除く。）（特例法規23条4号）
- (5) 国際特許出願又は国際実用新案登録出願に関し、国内書面提出期間内に国内書面を提出しなかった場合、国内書面に方式不備がある場合又は国内書面提出期間（外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあっては翻訳文提出特例期間）内に要約の翻訳文を提出しなかった場合の補正指令に対して、

指定した期間内に補正がされなかったときに行う出願の却下処分（特例施規23条5号）

- (6) 国際実用新案登録出願に関し、国内処理基準時の属する日までに図面の提出がない場合の補正指令に対して、指定した期間内に補正がされなかったときに行う出願の却下処分（特例施規23条6号）
- (7) 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（次のアからオまでに掲げるものを除く。）（特例施規23条7号）
  - ア. 特許権の存続期間の延長登録出願の拒絶をすべき旨の査定
  - イ. 特許権の存続期間の延長登録出願の延長登録をすべき旨の査定
  - ウ. 国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てについての決定又は決定の取消し
  - エ. 国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権に係る審判についての審決、決定又は決定の取消し
  - オ. 国際登録に基づく商標権の効力についての判定の手續に係る決定又は決定の取消し
- (8) 判定（国際登録に基づく商標権の効力についての判定を除く。）（特例施規23条8号）
- (9) 審判書記官が行う審判、証拠調べ又は証拠保全、登録異議の申立て、判定に関する調書の作成（国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審判、国際登録に基づく商標権の効力についての判定並びに国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てについてするものを除く。）（特例施規23条9号）

### 3. 特定処分等の入力事項

特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、電子情報処理組織を使用して特定処分等を行うときは、当該特定処分等につき規定した特許等関係法令の規定において文書に記載すべきこととされている事項を特許庁の使用に係る電子計算機から入力し、特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）に記録しなければならない（特例施規23条の2）。

### 4. 文書に記載された事項のファイルへの記録及び記録方法

- (1) 文書に記載された事項のファイルへの記録  
特定処分等が文書をもって行われたときは、当該文書に記載された事項を、ファイルに記録する（特例法8条5項）。
- (2) ファイルへの記録方法  
特定処分等が文書をもって行われたときのファイルへの記録方法は、電子計算機の操作により行われ、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録方法については、特許庁長官が定める（特例施規32条1項）。

（新規改訂平成29-31・4）